

# 衆議院国土交通委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月7日（水）、第10回の委員会が開かれました。

## 1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）

- ・赤羽国土交通大臣、小林国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）

- ・平口洋君外5名（自民、立民、公明、共産、維新、国民）から提出された附帯決議案について、小宮山泰子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。

- ・採決を行った結果、全会一致でこれを付することに決しました。

（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）

（質疑者）小宮山泰子君（立民）、岡本充功君（立民）、山本和嘉子君（立民）、荒井聰君（立民）、矢上雅義君（立民）、高橋千鶴子君（共産）、井上英孝君（維新）、古川元久君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 小宮山泰子君（立民）

- （1） 入間川流域緊急治水対策プロジェクトとして取り組まれている諸施策の現状
- （2） 川越江川地域における内水被害対策の進捗状況
- （3） 本改正案による公共下水道管理者等による樋門等の操作に従事する者の安全の確保に配慮した操作規則の策定の義務化の内容
- （4） 平時からハザードエリアからの要配慮者利用施設移転先の用地や仮設住宅建設用地を確保しておく取組の必要性
- （5） 特定都市河川に指定されない河川の治水対策  
ア これまでの条例による地方自治体の治水対策と本改正後の制度との整合性  
イ 国からの支援等についての特定都市河川との違い
- （6） 特定都市河川の指定の対象範囲のスケール感
- （7） 関係省庁間で連携して、防災関連情報が地方自治体内部で確実に共有、活用されるように努める必要性
- （8） 流域治水に取り組む地方自治体に対する国の財政的支援の必要性
- （9） 本改正案に関するガイドライン策定や内容について地方自治体への周知を丁寧に行うことに関する今後の国の取組
- （10） 流域治水対策における地域の生態系や生物多様性の保全等の観点に対する所見及びその実行に対する考え
- （11） グリーンインフラの普及、推進に当たり、緑化推進のみにとどまらず自然の力を生かすことの重要性

### 岡本充功君（立民）

- （1） 災害別のハザードマップだけでなく、複数の災害が同時に生じた場合を示したものも作成する必要性
- （2） 隣接する河川が同時に氾濫した場合を想定したハザードマップを作成する必要性
- （3） 隣接する河川で浸水想定的前提となる降雨量が異なる場合においてその大きい方の値に統一して設定した上で想定をやり直す必要性
- （4） 木曾川水系の浸水想定を作成する際に対象とする降雨領域の確認
- （5） 科学的なデータに基づき中長期的な安全性を確保し計画変更が不要な治水対策や高潮対策を透明性

- をもって行っていく必要性
- (6) 民間による雨水貯留浸透施設の整備について管理協定の締結によって整備の促進を図ることについての見解
  - (7) 事前放流を行うダム
    - ア 事前放流を行うダムや放流量の決定プロセス
    - イ 複数ダム間の放流量の調整及び決定の主体と決定内容に対する異議申し立ての方法
    - ウ 流域水害対策協議会の構成員にダム管理者等関係者が入らないことの確認
    - エ 木曾川水系治水協定において、各ダムの洪水調節可能容量に大きな差がある理由、及び同容量がほとんどないダムがある理由
    - オ 同協定に定められた各ダムが事前放流を実施することとなる基準降雨量の分母となる時間数
    - カ 事前放流の判断に資する雨量予測の精度及びその精度を上げていくための気象庁の対策
  - (8) 地震予知の精度と今後の地震予測の在り方
  - (9) 南海トラフ特措法に基づく防災集団移転促進事業の実績
  - (10) いわゆる災害レッドゾーンの指定等
    - ア 土砂災害特別警戒区域や災害危険区域等の災害レッドゾーンの解除の要件
    - イ 災害レッドゾーンの指定が地権者等によって拒否された事例
    - ウ 災害レッドゾーンの指定や解除に実効性が伴っていることの検証を行うことについて大臣の見解

#### 山本和嘉子君（立民）

- (1) 気候変動に伴う降雨量の増加等を見通して、全ての河川の治水計画を見直す必要性
- (2) 由良川流域の治水対策
  - ア 由良川水系の治水計画見直しのスケジュール及び具体的内容
  - イ 河川堤防の強化を継続的に推進する必要性
  - ウ 由良川水系治水協定の締結に基づく7ダムの事前放流により期待できる洪水時の河川水位を低下させる効果
- (3) 内水氾濫対策
  - ア 内水氾濫の発生メカニズム及び内水氾濫に対する防御計画の必要性
  - イ 平成26年8月豪雨を踏まえて実施された由良川流域の治水対策及び内水対策の気候変動に伴う降雨量増大等への対応能力並びに更なる対策強化の必要性
  - ウ 雨水貯留浸透施設の設置による河川水位を低下させる効果
- (4) 田んぼダムの取組
  - ア 河川の氾濫による田んぼの冠水と田んぼダムの違い及び冠水による農家への影響
  - イ 田んぼダム導入に当たっての支援拡充の必要性
- (5) 要配慮者利用施設の避難確保計画を作成した地方自治体のノウハウを国土交通省が主導し全国へ横展開すること及び同計画の実効性を確保することの必要性
- (6) 多段階リスク明示型ハザードマップなど分かりやすいハザードマップが国民に提示されるための方策についての大臣の考え

#### 荒井聰君（立民）

- (1) 気象庁における線状降水帯の予測
  - ア 気象庁における線状降水帯の予測精度の向上のために予算及び人員を確保する見直し
  - イ 線状降水帯の予測精度を向上させるため国を挙げての体制整備及び気象庁の予算の強化について大臣の見解
- (2) 水災害防止に資する国土地理院の役割

- (3) 防災集団移転促進事業の具体的推進策
- (4) 農林水産省を始めとする関係省庁が連携した流域治水の推進における基本的な考え方
- (5) 水利権協議
  - ア 農林水産省における水利権協議の件数
  - イ 資源エネルギー庁における水利権協議の件数
- (6) 河川ごと又は流域ごとに森林や土壌の状況、降雨の特徴、破堤箇所等の情報を蓄積したカルテを作成する必要性
- (7) 山を治めることが治水の原点であるとする考えについての見解
- (8) 流域治水における林野庁の森林整備等の取組
- (9) 森林環境税の譲与基準が都市側に手厚い傾向を見直す必要性
- (10) 水力発電等の活用により治水の財源を確保する必要性
- (11) 本改正案による大都市の低平地における高潮対策

#### 矢上雅義君（立民）

- (1) 本改正案における流域治水への転換に込められた大臣の思い
- (2) 川辺川ダム整備
  - ア 球磨川水系の治水対策について、川辺川ダム建設のような中長期の計画だけでなく、被災者の生活再建等に資するより短期間の計画に関する情報提供を行う必要性
  - イ 川辺川で過去に検討していた貯留型多目的ダムと新たな流水型ダムの計画上の相違点及び各々の根拠法
  - ウ 川辺川の新たな流水型ダム計画が環境影響法評価法に基づく環境影響評価の対象となることの有無
  - エ 平成 12 年に同法に基づかず任意に作成された貯留型多目的ダムについての環境調査レポートにおける評価項目及び内容の現在における適合性
- (3) 防災集団移転促進事業における移転先において、必要な生活、公共インフラの設置及びそれらへのアクセスの整備についての関係者の事前協議の必要性及び高齢者等の災害公営住宅による受入れの必要性
- (4) 流域治水に当たり、遊水地や引き提等の整備に対して農業団体等の協力の取付け及び河川の堆砂発生の抑制に資する治山対策などに対する農林水産省の取組

#### 高橋千鶴子君（共産）

- (1) 社会資本整備審議会の答申（「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」）にある「転換」という言葉の趣旨と本改正案がこれまでの施策の転換であるという大臣の認識の有無
- (2) 流域治水の意味と本改正案に流域治水の定義がない理由
- (3) 緊急浚渫推進事業の内容及び意義、並びに平成 26 年に会計検査院が指摘したダムの堆砂が計画量を上回っている等の問題への取組状況
- (4) 気候変動の影響がもたらす降雨量増加等への対策
  - ア 河川整備基本方針における見直しの方向性
  - イ 洪水量が増えることに伴うダムのみには頼らないバランスの取れた対策の必要性
- (5) ダムの事前放流の在り方
  - ア ダム洪水調節機能協議会の構成員と最大放流量の設定の考え方
  - イ 事前放流の根拠となる河川法第 52 条の本改正後における活用の方針
- (6) 流域水害対策計画の作成の在り方

- ア 一つの水系に存在する目的や管理者が異なる複数のダムを流域治水の計画に位置付けて全体として運用する必要性
- イ 計画作成等の協議の場である流域水害対策協議会に地域住民が参加する仕組みの必要性
- (7) 雨水貯留浸透施設
  - ア 民間との管理協定の締結に当たって、地方公共団体が「雨水貯留浸透施設を自ら管理する必要があると認めるとき」（改正後の特定都市河川被害対策法第 19 条）として想定される具体例及び民間による同施設の整備目標
  - イ 整備促進における地方公共団体の役割
- (8) 一団地の都市安全確保拠点施設の機能及び整備目標
- (9) 貯留機能保全区域と遊水池との違い及び同区域に対する固定資産税の減免措置等の必要性

#### 井上英孝君（維新）

- (1) 都市化の進展が著しい寝屋川流域の浸水被害対策の考え方及び寝屋川流域調節池の整備の進捗状況
- (2) 将来の内水氾濫のリスク増大を見据えた下水道による浸水対策
- (3) 利水ダムの事前放流の取組を更に進めるための方策
- (4) 民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備の効果及び同事業者にとってのメリット
- (5) 都市部の浸水被害の軽減に資する緑地の保全についての見解
- (6) 土地利用に一定の制限を課す浸水被害防止区域の指定促進のための対策
- (7) 防災集団移転促進事業の実施だけでなく計画策定までも都道府県が市町村に代わって行う場合に市町村の意向が反映されにくくなる懸念
- (8) 早期復旧に向けた被災自治体に対する国による支援の在り方
- (9) ハザードマップ作成促進のために住民の理解を得る方策の必要性及び防災用語を住民にわかりやすいものとする工夫の必要性
- (10) 本改正案を踏まえた今後のハザードマップの作成及び周知の取組の推進に対する大臣の見解

#### 古川元久君（国民）

- (1) 河川下流域に生じる水災害を防ぐための上流域の開発規制等の総合的な対策の在り方
- (2) 既に開発された市街地への浸水被害を防ぐための今後の取組
- (3) 樋門の閉鎖による内水氾濫を防ぐために本改正案により講じられる措置
- (4) 地域の水防団
  - ア 高齢化等でなり手が減少し存続が危ぶまれる水防団の現状を改善するための取組
  - イ なり手を増やすための画期的な取組を発案する必要性
- (5) 流域治水プロジェクト
  - ア 取りまとめられた流域治水プロジェクトが今後の治水の在り方に及ぼす効果
  - イ 流域治水プロジェクトの具体化や進捗管理等の責任者
  - ウ 水災害の被害のおそれの大きい地域住民の代表者を流域治水プロジェクトの協議会に参画させる必要性
- (6) 防災集団移転促進事業
  - ア 東日本大震災の被災地において、防災集団移転促進事業により造られた住宅団地に未利用の区画が発生している原因
  - イ 災害発生前にリスクの高い地域から同事業を進める必要性
  - ウ 人口が減少している地域においては、居住地域の集約化と事前防災を一体として同事業を進める必要性